

鹿児島県屋外広告物条例施行規則 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(禁止地域から除外する区域) 第2条 条例第3条第1号の知事が指定する区域は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、<u>第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域</u>のうち、一般国道及び県道の区域並びに一般国道及び県道の路端から両側20メートル以内の区域とする。</p>	<p>(禁止地域から除外する区域) 第2条 条例第3条第1号の知事が指定する区域は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び<u>第二種中高層住居専用地域▼</u>のうち、一般国道及び県道の区域並びに一般国道及び県道の路端から両側20メートル以内の区域とする。</p>
<p>(更新許可の申請) 第6条 条例第8条第3項の規定により、許可の期間の更新を申請しようとする者は、許可期間満了の日の10日前までに、屋外広告物更新許可申請書(<u>別記第6号様式</u>)2通を知事に提出しなければならない。 2 前項の規定による申請に係る広告物又は掲出物件が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる書類を前項に規定する申請書に添付しなければならない。 (2) <u>条例第12条の2第3項の規定により点検の結果を報告しなければならない</u>広告物又は掲出物件 安全点検結果報告書(<u>別記第7号様式</u>) ※ 様式(新旧)は別紙のとおり。</p>	<p>(更新許可の申請) 第6条 条例第8条第3項の規定により、許可の期間の更新を申請しようとする者は、許可期間満了の日の10日前までに、屋外広告物更新許可申請書(<u>別記第6号様式</u>)2通を知事に提出しなければならない。 2 前項の規定による申請に係る広告物又は掲出物件が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる書類を前項に規定する申請書に添付しなければならない。 (2) <u>条例第19条第1項の規定により管理者を届け出ている</u>広告物又は掲出物件 安全点検結果報告書(<u>別記第7号様式</u>)</p>
<p>(点検) 第9条の2 条例第12条の2第1項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、第11条の2第1項第1号に掲げるものとする。 2 条例第12条の2第2項の規則で定める広告物又は掲出物件は、第11条の2第1項各号に掲げるもの以外のものであって条例の規定による許可に係るものとする。 3 条例第12条の2第2項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) <u>条例第19条の11第1項第3号に掲げる者</u> (※) (2) <u>第15条第2項各号に掲げる者</u> (※) (3) <u>屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習を修了した者</u> (※第9条の2第3項第1号及び同2号に該当する者) ・ 建築士(一級、二級、木造) ・ 電気工事士 ・ 電気主任技術者 ・ 職業訓練指導員免許保持者(広告美術科又は帆布製品科) ・ 技能検定合格者(広告美術仕上げ又は帆布製品製造) ・ 職業訓練修了者(広告美術科又は帆布製品科)</p>	<p>(新規)</p>
<p>(<u>別記第16号様式の6</u>) ※ 様式(新旧)は別紙のとおり。</p>	<p>(<u>別記第16号様式の6</u>)</p>

附則

(施行期日)

- この規則は、公布の日(平成30年12月25日)から施行する。ただし、別記第16号様式の6の改正規定は、平成31年7月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県屋外広告物条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

改正後

第6号様式（第6条関係）

屋外広告物更新許可申請書					
年 月 日					
鹿児島県知事 殿					
申請者 住所（事業所の所在地）（〒 ）					
氏名（事業所の名称及び代表者） 印					
電話番号					
屋外広告物の表示期間（屋外広告物を掲出する物件の設置期間）の許可を更新したいので、関係書類を添えて申請します。					
※広告物の種類	数量		個(枚)		
形状及び寸法	1個(枚)当たり				
	縦表示面数	m	横表示面積	m	m ²
地上からの高さ		m			
材料又は材質	照明装置 有（外照・内照） 無				
表示又は設置の場所	市 町 村		字	番地	号
	用途地域	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域	
※禁止又は制限の地域区分		第1種制限地域	第2種制限地域	第3種制限地域	
表示又は設置の期間	年 月 日から		年 月 日まで（ 間）		
管理者	氏名 電話番号				
現在の許可の状況等	当初許可年月日		年 月 日		
	現在の許可番号	第 号			
現在の許可期間	年 月 日から		年 月 日まで（ 間）		
	許可の種類別	根拠法令	許可番号	許可年月日	備考
他の法令による許可等	工作物確認	建築基準法			
	道路占用許可	道路法			(国、県、市町村道)
	道路使用許可	道路交通法			
	その他()				
添付書類	1 形状、寸法、材料及び構造を表した図面(建物利用の場合は建物との関係を表示すること。)				
	2 意匠、色彩並びに表示の寸法及び面積を表した図面				
	3 表示又は設置の場所の見取図(付近の道路又は鉄道までの距離を表示すること。)				
	4 自己が所有し、又は管理する土地及び建物以外の土地及び建物に表示し、又は設置をする場合は、土地及び建物の所有者又は管理者の承諾があることを証する書面				
	5 <u>点検結果の報告が必要な広告物等(表示面積が10平方メートルを超え、又は高さが4メートルを超えるもの)</u> にあつては、安全点検結果報告書(別記第7号様式)				
	6 その他()				
※更新許可の条件	受付印		許可印		
備考	1 申請者は、※印の欄には記入しないでください。				
	2 申請書の記入欄が不足する場合は、別紙としてください。				
3 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、鹿児島県知事に対して行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求をし、又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところによりこの処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、鹿児島県を被告として(訴訟において県を代表する者は鹿児島県知事となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。					
4 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができます。					

現行

第6号様式（第6条関係）

屋外広告物更新許可申請書					
年 月 日					
鹿児島県知事 殿					
申請者 住所（事業所の所在地）（〒 ）					
氏名（事業所の名称及び代表者） 印					
電話番号					
屋外広告物の表示期間（屋外広告物を掲出する物件の設置期間）の許可を更新したいので、関係書類を添えて申請します。					
※広告物の種類	数量		個(枚)		
形状及び寸法	1個(枚)当たり				
	縦表示面数	m	横表示面積	m	m ²
地上からの高さ		m			
材料又は材質	照明装置 有（外照・内照） 無				
表示又は設置の場所	市 町 村		字	番地	号
	用途地域	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域	
※禁止又は制限の地域区分		第1種制限地域	第2種制限地域	第3種制限地域	
表示又は設置の期間	年 月 日から		年 月 日まで（ 間）		
管理者	氏名 電話番号				
現在の許可の状況等	当初許可年月日		年 月 日		
	現在の許可番号	第 号			
現在の許可期間	年 月 日から		年 月 日まで（ 間）		
	許可の種類別	根拠法令	許可番号	許可年月日	備考
他の法令による許可等	工作物確認	建築基準法			
	道路占用許可	道路法			(国、県、市町村道)
	道路使用許可	道路交通法			
	その他()				
添付書類	1 形状、寸法、材料及び構造を表した図面(建物利用の場合は建物との関係を表示すること。)				
	2 意匠、色彩並びに表示の寸法及び面積を表した図面				
	3 表示又は設置の場所の見取図(付近の道路又は鉄道までの距離を表示すること。)				
	4 自己が所有し、又は管理する土地及び建物以外の土地及び建物に表示し、又は設置をする場合は、土地及び建物の所有者又は管理者の承諾があることを証する書面				
	5 <u>管理者の設置が必要な広告物等</u> にあつては、安全点検結果報告書(別記第7号様式)				
	6 その他()				
※更新許可の条件	受付印		許可印		
備考	1 申請者は、※印の欄には記入しないでください。				
	2 申請書の記入欄が不足する場合は、別紙としてください。				
3 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、鹿児島県知事に対して行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求をし、又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところによりこの処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、鹿児島県を被告として(訴訟において県を代表する者は鹿児島県知事となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。					
4 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができます。					

改正後

安全点検結果報告書						
鹿児島県知事 殿			年 月 日			
報告者 住所 (〒)			氏名		印	
電話番号						
屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件）の安全点検を実施したので、次のとおり報告します。						
広告物の種類	数量		個(枚)			
形状及び寸法	1個(枚)当たり 縦表示面積 地上からの高さ	m m	横表示面積	m ² m		
表示又は設置の場所	市 町 字 番地	郡 村 丁目 番	号			
表示又は設置の年月日	年 月 日					
現在の許可の状況等	当初許可年月日	年 月 日				
	現在の許可番号	第 号				
	現在の許可期間	年 月 日から 年 月 日まで (間)				
点検年月日	年 月 日					
点検者	氏名					
	住所					
	電話番号					
	資格名称					
点検箇所	点検項目	異常の有無	異常がある場合の対応			改善の概要
			経過観察	要改善	即時修理	
上部基礎構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
支持部	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
取付部	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
広告板	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
照明装置	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	3 広告板底部の腐食、水切り孔の詰まり	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他	1 照明装置の不点灯、不発光	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	3 周辺機器の劣化、破損	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
備考	1 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他附属品）の腐食、破損	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2 避雷針の腐食、損傷	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	3 その他点検した事項 ()	有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
備考	1 この報告書は、屋外広告物更新許可申請書に添えて提出してください。					
	2 表示面積が10平方メートルを超え、又は高さが4メートルを超える屋外広告物について、この報告書を提出してください。					
	3 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができます。					
	4 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「改善の概要」の欄に斜線を引いてください。					

現行

安全点検結果報告書			
		年 月 日	
管理者 資格名		住所 (〒)	
氏名		印	
		電話番号	
屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件）の安全点検を実施したので、次のとおり報告します。			
広告物の種類	数量		個(枚)
形状及び寸法	1個(枚)当たり 縦表示面積 地上からの高さ	m m	横表示面積 m ² m
表示又は設置の場所	市 町 字 番地	郡 村 丁目 番	号
表示又は設置の年月日	年 月 日		
現在の許可の状況等	当初許可年月日	年 月 日	
	現在の許可番号	第 号	
	現在の許可期間	年 月 日から 年 月 日まで (間)	
点検年月日	年 月 日		
点検項目	異常の有無	左記の異常への対処（補修等の内容）	
主要部分の変形又は腐食			
取付（支持）部分の変形又は腐食			
ボルト、ビス等の脱落、変形又は腐食			
表示面の退色又は剥離			
表示面の破損又は汚損			
その他特に点検した箇所			
備考	1 この報告書は、屋外広告物更新許可申請書に添えて提出してください。		
	2 表示面積が10平方メートルを超え、又は高さが4メートルを超える屋外広告物について、この報告書を提出してください。		
	3 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができます。		

改正後

屋 外 広 告 物 台 帳				
事 業 年 度	年 度	整 理 番 号		
注 文 者 の 商 号 , 名 称 又 は 氏 名				
注 文 者 の 住 所 (〒) (電話番号)				
広 告 物 の 表 示 又 は 掲 出 物 件 の 設 置 の 場 所				
表 示 し た 広 告 物 又 は 設 置 し た 掲 出 物 件 の 名 称 又 は 種 類 及 び 数 量	名 称 又 は 種 類		数 量	
当 該 表 示 又 は 設 置 の 年 月 日 年 月 日				
請 負 金 額				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

現 行

屋 外 広 告 物 台 帳				
事 業 年 度	年 度	整 理 番 号		
注 文 者 の 商 号 , 名 称 又 は 氏 名				
注 文 者 の 住 所 (〒) (電話番号)				
広 告 物 の 表 示 又 は 掲 出 物 件 の 設 置 の 場 所				
表 示 し た 広 告 物 又 は 設 置 し た 掲 出 物 件 の 名 称 又 は 種 類 及 び 数 量	名 称 又 は 種 類		数 量	
当 該 表 示 又 は 設 置 の 年 月 日 年 月 日				
請 負 金 額				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。